(目的)

第1条 この条例は、立川市(以下「市」という。)における公契約に関し、基本的な方針並びに市及び事業者等の責務その他必要な事項を定めることにより、適正な入札、契約等の実施並びに労働者等の適正な労働環境の整備、事業者等の発展並びに公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び公共的・社会的利益につなげることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。
 - (2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
 - (3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国若しくは地方公共団体である公契約又は立川市長(以下「市長」という。)が特に認める公契約を除く。
 - ア 市が発注する工事又は製造の請負契約のうち規則で定めるもの
 - イ 市が発注する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち規則 で定めるもの
 - ウ 指定管理協定のうち規則で定めるもの
 - エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に基づく契約のうち規則で定めるもの
 - (4) 特定受注者 市と特定公契約を締結する者をいう。
 - (5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 市ではない者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者(次号ウに掲げる者を除く。)

- イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号) 第 2 条第 3 号に定める労働者派遣事業として、特 定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者
- (6) 特定労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 特定受注者又は前号アに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務 に従事する労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 9 条に規定する労働者 (同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 を除く。)
 - イ 前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める派遣労働者であって、専 ら特定公契約に係る業務に従事するもの
 - ウ 自らの労務の対価を得るため、市ではない者から特定公契約に係る業務の 一部を請け負い、又は受託する者
- (7) 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価であって、次に掲げるものをいう。 ア 前号ア又はイに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
 - イ 前号ウに掲げる者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入 (基本方針)
- 第3条 市における公契約に係る基本的な方針は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
 - (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
 - (3) 市と受注者との対等な関係に基づき、公契約に係る制度を適正に運用すること。
 - (4) 受注者において、労働者等に係る適正な労働条件を確保させること。
 - (5) 公契約の適正な履行及び品質を確保すること。
 - (6) 市内の事業者が公契約を受注する機会を確保するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本的な方針にのっとり、公契約に関する必要な施 策を策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

- 第5条 受注者は、公契約を締結するものとして社会的な責任を自覚し、及び法令 を遵守するとともに、労働者等に係る適正な労働条件の確保その他労働環境の整 備に努めるものとする。
- 2 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、又は委託しようと するときは、市内の事業者が当該公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託 する機会を確保するよう努めるものとする。

(特定労働者等の労働報酬)

- 第6条 市長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等(最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第7条に規定する労働者を除く。 次条、第9条及び第 10 条並びに別表 4 の項及び 6 の項において同じ。)に対し、別に定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の労働報酬(第2条第3号イからエまでに掲げる特定公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。)を支払わなければならないことを定めるものとする。
- 2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。
- 3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

- 第7条 市長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定める ものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。
 - (1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省 及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
 - (2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項 に規定する地域別最低賃金、立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年立川市条例第 34 号) 第2条第1項に規定する報酬の額その他公的機関が定める基準
- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第 14 条第 1 項に規定する立川市公契約審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に定める事項)

第8条 市長は、特定公契約において、第6条第1項に定めるもののほか、別表に 掲げる事項を定めるものとする。

(特定労働者等の申出)

第9条 特定労働者等(特定労働者等であった者を含む。次条及び第 11 条において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第 10 条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の請求等及び立入調査)

- 第 11 条 市長は、第 9 条の規定による申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。

(是正措置)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による措置命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

(公表)

- 第 13 条 市長は、別表 8 の項に定める事由により特定公契約の解除等(地方自治 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務 の全部若しくは一部の停止の命令を含む。以下同じ。)をした場合又は特定公契 約の契約期間(地方自治法第 244 条の 2 第 5 項に規定する期間を含む。)の終了 後に特定受注者若しくは特定受注関係者がこの条例の規定に違反していたことが 判明した場合は、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公契約審議会)

- 第 14 条 市長の附属機関として、立川市公契約審議会(以下「審議会」という。) を設置する。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に基づき審議する。
 - (1) この条例の運用及び施行状況に関すること。
 - (2) この条例の改正に関すること。
 - (3) 労働報酬下限額に関すること。
- 3 審議会は、6人以内の委員で構成し、事業者団体関係者、労働者団体関係者及 び学識経験者の中から市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、ま た同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、第14条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例は、施行日以後に公告等を行う契約、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年立川市条例第24号)第2条の規定により指定管理者の候補者の募集を行う指定管理者の指定又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条第1項の規定により民間事業者の選定に係る募集を行う契約について適用する。

別表(第8条関係)

| 1 特定公契約に係る労働条件の遵守 | 特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。 |
|-------------------|---|
| 2 特定公契約に係る請負条件 | 特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件を1の項に規定する関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。 |
| 3 継続雇用 | 特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公 契約を締結するときは、当該業務に従事する者の 雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性 の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当 該業務に従事していた者のうち希望するものを雇 用するよう努めること。 |

| 4 特定受注者の連帯責任 | 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。 |
|------------------------|---|
| 5 労働条件の市長への報告 | 特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を市長に報告しなければならないこと。 |
| 6 特定労働者等への周知 | 特定受注者は、次に掲げる事項を特定公契約に係る業務を行う場所の見やすい箇所に掲示し、又は備え付け、及び特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。 ア この条例が適用される特定労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 特定受注者の連帯責任 エ 第9条の規定により特定労働者等が申出をする場合の連絡先 オ 特定受注者及び特定受注関係者は、第9条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。 |
| 7 報告の請求等及び立 入調査への対応 | 特定受注者及び特定受注関係者は、第11条第1項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。 |
| 8 特定公契約の解除等 | 市長は、次のいずれかに該当する場合は、当該特 |

| | 定公契約の解除等をすることができるものとし、 |
|--------------|-----------------------------|
| | 当該解除等により特定受注者又は特定受注関係者 |
| | に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 |
| | ア 特定受注者又は特定受注関係者が第 11 条第 1 |
| | 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報 |
| | 告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避 |
| | し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは |
| | 虚偽の答弁をした場合 |
| | イ 特定受注者が第 12 条第 1 項の規定による命令 |
| | に違反した場合 |
| | ウ 特定受注者が第 12 条第 2 項の規定による報告 |
| | をせず、又は虚偽の報告をした場合 |
| 9 損害賠償 | 特定受注者は、市長が8の項の規定により特定公 |
| | 契約の解除等をした場合において、それによって |
| | 市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなけ |
| | ればならないこと。 |
| 10 違約金 | 市長は、8の項の規定により特定公契約の解除等 |
| | をした場合は、特定受注者から違約金を徴収する |
| | ことができること。 |
| 11 特定受注者と特定受 | 特定受注者は、特定受注関係者と契約を締結する |
| 注関係者との契約 | ときは、特定受注関係者においても、当該特定受 |
| | 注者が遵守すべき約定事項について遵守すること |
| | となるよう、定めなければならないこと。 |
| | |